

議員発案第3号

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部改正について

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成20年由利本荘市条例第48号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和5年3月17日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	長 沼 久 利
賛成者	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人
	同 上	小 川 幾 代

提案理由

地方自治法第92条の2の改正を踏まえ、議員の親族が経営に携わる個人商店の契約についての規制を緩和するため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会議員政治倫理条例（平成20年由利本荘市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「契約」の次に「（地方自治法第92条の2に定める額を超えない契約を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。